

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-外食業分野の基準について-」の一部改正について

令和7年5月30日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-外食業分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当 ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P.3	第1 特定技能外国人が従事する業務 【関係規定】 分野別運用要領 (抜粋)	分野別運用要領（抜粋） 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 特定技能外国人が従事する業務 外食業分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：店舗において原材料として使用する農林水産物の生産、客に提供する調理品等以外の物品の販売等）に付随的に従事することは差し支えない。	分野別運用要領（抜粋） 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 特定技能外国人が従事する業務 外食業分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：店舗において原材料として使用する農林水産物の生産、客に提供する調理品等以外の物品の販売等）に付随的に従事することは差し支えない。 また、いずれの場合も、関連業務を含め、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風俗営業法」という。）第2条第3項に規定する「接待」

			(1) 1号特定技能外国人 運用方針3(1)アに定める試験区分及び運用方針5(1)アに定める業務に従い、上記第1の1(1)の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する飲食物調理、接客、店舗管理の業務 (2) 2号特定技能外国人 運用方針3(2)アに定める試験区分及び運用方針5(1)イに定める業務に従い、上記第1の1(2)の試験合格により確認された技能を要する飲食物調理、接客、店舗管理、店舗経営の業務	(以下「接待」という。)に従事してはならない。 (1) 1号特定技能外国人 運用方針3(1)アに定める試験区分及び運用方針5(1)アに定める業務に従い、上記第1の1(1)の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する飲食物調理、接客、店舗管理の業務 (2) 2号特定技能外国人 運用方針3(2)アに定める試験区分及び運用方針5(1)イに定める業務に従い、上記第1の1(2)の試験合格により確認された技能を要する飲食物調理、接客、店舗管理、店舗経営の業務
2	P.6	【主たる業務】 ○7つ目	(新設)	○ 関連業務も含めて、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第3項に規定する接待（歓乐的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすこと。以下「接待」という。）に従事してはなりません。具体的な接待の定義及び判断基準については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について（通達）」（令和6年6月27日付け警察庁丙保発第7号、丙人少発第36号）の第4を参照してください。 https://www.npa.go.jp/laws/notification/seian/hoan/hoantsutatsu/202460627_kaisyaku-unyou-kijun.pdf
3	P.6	【関連業務】 ○1つ目	○ また、分野別運用要領に記載するとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。	○ 分野別運用要領に記載するとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません（接待を除く。）。

4	P.10	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等 ○4つ目	○ 2号特定技能外国人として外食業分野の業務に従事する場合には、本要領別表に記載された技能試験及び日本語能力試験の合格に加えて、食品衛生法の営業許可を受けた飲食店において、複数のアルバイト従業員や特定技能外国人等を指導・監督しながら接客を含む作業に従事し、店舗管理を補助する者（副店長、サブマネージャー等）としての、2年間の実務経験（ただし、当該経験を終えてから、別途農林水産大臣が定める期間を経過していないものに限る。）が必要です。 「複数のアルバイト従業員や特定技能外国人等を指導・監督」とは、2名以上のアルバイト従業員や特定技能外国人等を指導・監督することを指し、指導・監督を受ける者の国籍、在留資格、職責等は問いません。また職場の状況やシフトの都合等により、常時2名以上いる体制でなくとも差し支えありません。 この場合の「店舗管理を補助する者」とは、店長や事業所責任者が行う店舗管理（衛生管理全般、求人・雇用に関する事務、顧客情報の管理、会計事務管理、食材・消耗品・備品の補充・発注・数量管理等）の業務を補助するものとし、例えば、副店長、サブマネージャー、サブリーダー、サブチーフ、班長、担当部門長、事業所副責任者等のような役職が想定されますが、店長、事業所責任者などとして、店舗管理に従事することも含みます。 ○ 2年間の実務経験については、当該経験を終えてから、基本的に5年を想定していますが、10年を超	○ 2号特定技能外国人として外食業分野の業務に従事する場合には、本要領別表に記載された技能試験及び日本語能力試験の合格に加えて、食品衛生法の営業許可を受けた飲食店において、複数のアルバイト従業員や特定技能外国人等を指導・監督しながら接客を含む作業に従事し、店舗管理を補助する者（副店長、サブマネージャー等）としての、2年間の実務経験が必要です。「2年間の実務経験」については、当該経験を終えてから、基本的に5年を想定していますが、10年を超えないものに限りします。 「複数のアルバイト従業員や特定技能外国人等を指導・監督」とは、2名以上のアルバイト従業員や特定技能外国人等を指導・監督することを指し、指導・監督を受ける者の国籍、在留資格、職責等は問いません。また職場の状況やシフトの都合等により、常時2名以上いる体制でなくとも差し支えありません。 この場合の「店舗管理を補助する者」とは、店長や事業所責任者が行う店舗管理（衛生管理全般、求人・雇用に関する事務、顧客情報の管理、会計事務管理、食材・消耗品・備品の補充・発注・数量管理等）の業務を補助するものとし、例えば、副店長、サブマネージャー、サブリーダー、サブチーフ、班長、担当部門長、事業所副責任者等のような役職が想定されますが、店長、事業所責任者などとして、店舗管理に従事することも含みます。 （削除）
---	------	---	--	---

			えないものに限ります。	
5	P.1 3	第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準 【関係規定】 告示第2条	告示第2条 外食業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。 一 特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号又は第2号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む営業所において就労させないこととしていること。 二 特定技能外国人に、風営法第2条第3項に規定する接待を行わせないこととしていること。 （新設）	告示第2条 外食業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。 一 特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号又は第2号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業を営む営業所（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可（旅館・ホテル営業の許可に限る。）を受けた者が営む同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業に係る施設に設けられた営業所であって、風営法第3条第1項の許可（風営法第2条第1項第1号に規定する風俗営業の種別に係るものを除く。）を受けて営んでいる風俗営業に係るものを除く。）及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む営業所において就労させないこととしていること。 二 特定技能外国人に、接待（風営法第2条第3項に規定する接待をいう。次号において同じ。）を行わせないこととしていること。 三 特定技能外国人を、第1号括弧書の規定により

			三 農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。 四 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。 五 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。 六 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。 七 特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結するときは、あらかじめ、当該特定技能外国人に対し、当該特定技能外国人のキャリアアップ（職務経験又は職業訓練等の職業能力の開発の機会を通じ、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の向上が図られることをいう。）を図るための計画について書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供して説明をすること。 八 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を外食業分野の実務に従事させたときは、当該特定技	風営法第2条第1項に規定する風俗営業を営む営業所から除外される営業所において就労させる場合にあっては、接待を行わせないための必要な措置を講じていること。 四 農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。 五 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。 六 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。 七 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。 八 特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結するときは、あらかじめ、当該特定技能外国人に対し、当該特定技能外国人のキャリアアップ（職務経験又は職業訓練等の職業能力の開発の機会を通じ、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の向上が図られることをいう。）を図るための計画について書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供して説明をすること。 九 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を外食業分野の実務に従事させたときは、当該特定技
--	--	--	---	---

			能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供すること。	能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供すること。
7	P.1 4	分野別運用要領 （抜粋）	（新設）	第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 3. 分野の特性を踏まえて特に講じる措置 （1）接待を行わせないことの確実な履行を図るために必要な措置（運用方針（2）ウ関係） 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可（旅館・ホテル営業の許可に限る。）を受けた者が営む同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業に係る施設に設けられた営業所であって、風俗営業法第3条第1項の許可（風俗営業法第2条第1項第1号に規定する風俗営業の種別に係るものに限る。）を受けて営んでいる風俗営業の営業所において、外食業分野の特定技能外国人を就労させる特定技能所属機関は、特定技能外国人に接待を行わせないことの確実な履行を図るための措置として、当該機関の職員が対応すべき事項等を定めたマニュアルの作成及び特定技能外国人からの相談体制の整備等を行う。 また、当該機関が接待を行わせないことの確実な履行を図るため、農林水産省は、観光庁と連携し、当該機関、業界団体等に対して、助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

8	P.14	○2つ目 ○3つ目 ○4つ目 ○7つ目	○ 特定技能外国人に、風営法第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む営業所において就労させてはなりません。また、風営法第2条第3項に規定する接待を行わせてはなりません。 (新設) (新設) (新設)	○ 特定技能外国人に、風営法第2条第1項に規定する風俗営業を営む営業所において就労させてはなりません。ただし、旅館業法第3条第1項の旅館・ホテル営業の許可を受けた者が営む同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業に係る施設に設けられた営業所であって、風営法第3条第1項の許可（風営法第2条第1項第1号に規定する風俗営業の種別に係るものに限る。）を受けて営んでいる風俗営業の営業所であれば、就労させることは可能です。 具体的には、旅館・ホテルの宴会場等で接待を伴う飲食提供がある場合でも、当該旅館・ホテルのレストランや宴会場等において、外食業全般の業務に従事することができます。 ○ 特定技能外国人に、風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む営業所において就労させてはなりません。 ○ 特定技能外国人に、接待を行わせてはなりません。 ○ 協議会に加入していない特定技能所属機関が旅館業法第3条第1項の旅館・ホテル営業の許可を受けた者が営む同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業に係る施設に設けられた営業所であって、風営法第3条第1項の許可（風営法第2条第1項第1号に規定する風俗営業の種別に係るものに限る。）を受けて営んでいる風俗営業の営業所（以下「対象旅館等」という。）において特定技能外国人を就労させる場合にあっては、協議会に加入する際、協議会に加入している特定技能所属機関が対象旅館等において特定技能外国人を就労させる場合にあっては当該就労
---	------	---	--	---

		○ 8 つ目 ○ 9 つ目 ○ 1 4 個目	(新設) (新設) ○ 問合せ先は次のとおりです。 特に、協議会において、外食業分野の対象でないと判断された場合には、特定技能外国人を雇用することはできませんので、外食業分野の受入れ対象事業所の可否について疑義がある場合は、当協議会の加入申請をする前に問合せ願います。 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課 〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1	を開始させる前に、特定技能外国人に接待を行わないことの確実な履行を図るための措置として、特定技能所属機関の職員が対応すべき事項等を定めたマニュアル（以下「接待防止マニュアル」という。）の作成、及び特定技能外国人からの相談体制の整備を行うとともに、特定技能外国人に接待を行わないこと、及び接待防止マニュアルにより、接待の防止に関する説明を行うことを誓約する誓約書並びに接待防止マニュアルを協議会に提出しなければなりません。 ○ 協議会の構成員である特定技能所属機関が、特定技能外国人に接待を行なったことが、協議会により認められた場合は、構成員から除名を行い、除名措置を行ったことを公表します。 ○ 接待を行わないことの確実な履行のために必要な場合は、農林水産省は観光庁と連携して当該特定技能所属機関に対して指導を行うこととし、その後の改善が認められない場合は、構成員から除名を行います。 ○ 問合せ先は次のとおりです。 特に、協議会において、外食業分野の対象でないと判断された場合には、特定技能外国人を雇用することはできませんので、外食業分野の受入れ対象事業所の可否について疑義がある場合は、当協議会の加入申請をする前に問合せ願います。 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課 〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1
--	--	---	---	---

			TEL 03 (6744) 2053	TEL 03 (6744) 2053 なお、その他問い合わせに関する詳細は、以下の農林水産省のホームページ※をご覧ください。 ※外食業分野における外国人材の受入れについて https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/gaikokuujinzai.html
9	P.16	【確認対象の書類】 ○4つ目 【留意事項】 ○2つ目	(新設) ○ 令和6年6月15日より前においては、 ・ 特定技能所属機関が、初めて特定技能外国人を受け入れる場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に協議会の構成員となる旨の誓約書の提出が必要です。	○ 風営法第2条第1項に規定する風俗営業の許可を受けている旅館・ホテルで従事する場合、法令に基づく許可等を受けていることを確認できる以下の資料・旅館業法第3条第1項の旅館・ホテル営業の許可に係る営業許可証（書）の写し ・ 風営法第3条第1項の風俗営業の許可に係る営業許可証（書）の写し ※ 営業許可の名宛人が特定技能所属機関と異なる場合（営業許可証（書）の営業場所は特定技能外国人が業務に従事することとなる特定技能所属機関が運営している事業所に限る。）には、①名宛人が異なることに関する理由書、②特定技能外国人が業務に従事することとなる事業所たる物件を所有又は管理する者との当該事業所における旅館・ホテル営業に関する契約書の写し等の提出が必要 (削除)

			※ 誓約書(改正前の分野参考様式第14-1号)については、出入国在留管理庁ホームページに掲載しています。 ・ 特定技能所属機関が、2回目以降に受け入れる特定技能外国人に係る在留諸申請（初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以内の申請を除く。）及び協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して受け入れた特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。 ・ 登録支援機関が、初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を行う場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に協議会の構成員となる旨の誓約書の提出が必要です。 ※ 誓約書(改正前の分野参考様式第14-2号)については、出入国在留管理庁ホームページに掲載しています。 ・ 登録支援機関が、2回目以降に受け入れる特定技能外国人に係る在留諸申請（初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を開始してから4か月以内の申請を除く。）及び協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して支援を行っている特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、協議会の構成員であることの証明書	
--	--	--	--	--

			の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。	
10	P.19	第4 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準 【関係規定】 告示第2条	告示第2条 外食業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。 一 特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号又は第2号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む営業所において就労させないこととしていること。 二 特定技能外国人に、風営法第2条第3項に規定する接待を行わせないこととしていること。	告示第2条 外食業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。 一 特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号又は第2号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業を営む営業所（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可（旅館・ホテル営業の許可に限る。）を受けた者が営む同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業に係る施設に設けられた営業所であって、風営法第3条第1項の許可（風営法第2条第1項第1号に規定する風俗営業の種別に係るものに限る。）を受けて営んでいる風俗営業に係るものを除く。）及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む営業所において就労させないこととしていること。 二 特定技能外国人に、接待（風営法第2条第3項に規定する接待をいう。次号において同じ。）を行

			(新設) 三 農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。 四 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。 五 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。 六 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。 七 特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結するときは、あらかじめ、当該特定技能外国人に対し、当該特定技能外国人のキャリアアップ（職務経験又は職業訓練等の職業能力の開発の機会を通じ、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の向上が図られることをいう。）を図るための計画について書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供して説明をすること。	わせないこととしていること。 三 特定技能外国人を、第1号括弧書の規定により風営法第2条第1項に規定する風俗営業を営む営業所から除外される営業所において就労させる場合にあっては、接待を行わせないための必要な措置を講じていること。 四 農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。 五 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。 六 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。 七 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。 八 特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結するときは、あらかじめ、当該特定技能外国人に対し、当該特定技能外国人のキャリアアップ（職務経験又は職業訓練等の職業能力の開発の機会を通じ、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の向上が図られることをいう。）を図るための計画について書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供して説明をすること。
--	--	--	--	---

			八 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を外食業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供すること。	九 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を外食業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供すること。
1 1	分野参考 様式第 1 4－1 号	【誓約事項】	2. 特定技能外国人を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を営む営業所において就労させないこと。 3. 特定技能外国人に、風営法第 2 条第 3 項に規定する接待を行わせないこと。 （新設）	2. 特定技能外国人に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業を営む営業所（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の許可（旅館・ホテル営業の許可に限る。）を受けた者が営む同法第 2 条第 2 項に規定する旅館・ホテル営業に係る施設に設けられた営業所であって、風営法第 3 条第 1 項の許可（風営法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する風俗営業の種別に係るものに限る。）を受けて営んでいる風俗営業に係るものを除く。）及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を営む営業所において就労させないこと。 3. 特定技能外国人に、接待（風営法第 2 条第 3 項に規定する接待をいう。次号において同じ。）を行わせないこと。 4. 特定技能外国人を、2 の括弧書の規定により風営法第 2 条第 1 項に規定する風俗営業を営む営業所から除外される営業所において就労させる場合にあっては、接待を行わせないための必要な措置を講じていること。

		4. 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）であること。 5. 2号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第2号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）及び店舗経営であること。 6. 特定技能雇用契約において特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。 7. 農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。 8. 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。 9. 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。 10. 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、下記(1)～(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託して	5. 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）であること。 6. 2号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第2号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）及び店舗経営であること。 7. 特定技能雇用契約において特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。 8. 農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。 9. 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。 10. 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。 11. 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、下記(1)～(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託して
--	--	--	---

			いること。 (1) 協議会の構成員であること。 (2) 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。 (3) 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。 11. 特定技能外国人に対するキャリアアッププランのイメージを予め設定し、雇用契約を締結する前に書面を交付して説明すること 12. 特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。	いること。 (1) 協議会の構成員であること。 (2) 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。 (3) 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。 12. 特定技能外国人に対するキャリアアッププランのイメージを予め設定し、雇用契約を締結する前に書面を交付して説明すること 13. 特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。
--	--	--	--	--